

1. 件名：令和2年度からの東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査に係る説明会
2. 日時：令和2年3月19日（木）13：00～14：15
3. 場所：原子力規制庁18階会議室
4. 出席者：
原子力規制庁
長官官房
総務課 南山地域原子力規制総括調整官（福島担当）
原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
竹内室長、澁谷企画調査官、宇野課長補佐、高松専門職、佐藤係長
検査グループ 専門検査部門
山元首席原子力専門検査官、南川上席原子力専門検査官
福島第一原子力規制事務所
小林所長、渡部副所長、平沢原子力運転検査官、田中原子力運転検査官、
坂本原子力運転検査官、松本原子力運転検査官、藤原技術参与
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクト計画部 4名
福島第一原子力発電所 11名
5. 要旨：
 - 原子力規制庁から東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対し、「東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し」を踏まえた来年度からの実施計画検査（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第64条の3第7項に規定する実施計画の遵守状況の検査をいう。以下同じ。）の変更点について説明を行った。
 - 東京電力から、以下の点について質問があった。
 - 令和2年4月1日施行予定の改正後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号。以下「1F規則」という。）第12条第9号に基づく事業者による供用中の施設に係る定期的な検査（以下「事業者による検査」という。）の計画について、提出のタイミングはいつになるのか。
 - 今年度まで保安検査（改正後の1F規則第18条の2第1項第3号に規定する検査をいう。以下同じ。）において、検査官の指摘事項等を確認するために使用していた様式及び当該様式を用いた事業者とのコミュニケーション

- ヨンは、来年度以降の実施計画検査でも継続するのか。
- 来年度からは保安検査の期間が通年になるが、日常的な事業者とのコミュニケーションも全て保安検査の様式によって行うのか。
 - 改正後の1F規則の施行前に申請した使用前検査（1F規則第19条第1項に規定する使用前検査をいう。以下同じ。）のうち、施行後も検査が続くものについて、当該検査に係る事業者による検査の位置付けは施行前後で変わるのか。
 - 来年度以降の施設定期検査（改正後の1F規則第18条の2第1項第2号に規定する検査をいう。以下同じ。）について、事業者による検査において記録確認によって行っている施設についても、立会いを実施するのか。
 - 事業者による検査は、全ての施設について必ず年1回実施しなければならないのか。
 - 来年度以降の施設定期検査について、対象となる施設・設備の範囲はどうなるのか。
- 原子力規制庁から東京電力に対し、以下のとおり、上記の質問に対する回答並びに来年度以降の実施計画検査の実施に当たってのコメントを行い、認識を共有した。
 - 事業者による検査の計画については、原子力規制委員会が定める実施計画検査の年度計画策定前に提出を求めることを想定している。ただし、来年度については、根拠となる1F規則上の規定が未施行である上、見直し後の実施計画検査を導入するタイミングであるため、年度計画策定前の提出は求めず、事前の面談等による調整を実施することとしたい（令和2年4月1日を以て改正後の1F規則が施行されるので、年度内の提出は必要）。
 - 来年度以降の保安検査においても、今年度まで利用していた様式と同等のものを用いたコミュニケーションを実施する。ただし、日常的なコミュニケーションについては、様式等は利用しない。
 - 改正後の1F規則の施行後においては、使用前検査に係る事業者による検査の位置付けは、改正後の1F規則第12条第7号に基づく検査となる。
 - 来年度以降の施設定期検査について、検査の対象範囲や立会いの区分については、当面は今年度までの実績を踏まえて設定する見込みである。
 - 事業者による検査については、（中期的リスクの低減目標マップにおいて策定を求めている）長期保守管理計画に基づき、事業者自らが施設の状態等を踏まえ、施設毎に適切な検査間隔を設けることを意図している。そのため、（適切な考え方に基づいたものであれば）施設によっては検査間隔を1年以外に設定することを妨げるものではない。
 - 施設定期検査及び事業者による検査の対象となる施設・設備の範囲につい

ては、実施計画第Ⅱ章が基本となるが、今後、更なる明確化に向けた議論を継続していきたい。

- 来年度以降の実施計画検査については、フリーアクセスによって実施するため、事業者においてもその旨認識すること。
- 東京電力から、上記の回答並びにコメントに対し、了解した旨回答があった。

6. 資料：

- 実施計画検査（検査制度の見直し）に関する説明会次第
- 東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直しについて（特定原子力施設監視・評価検討会（第78回）資料2）
- 実施計画検査の概要